

解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会
開催要綱

1. 趣旨・目的

個別労働関係紛争が増加する中、民事訴訟と比較して、個別労働関係紛争解決制度及び労働審判制度等の紛争解決手段では低廉な額で紛争が解決される傾向にあることや、労使双方の事情から解雇無効判決後の職場復帰比率が低いこと等の実態があることを踏まえ、透明かつ公正な労働紛争解決システム等の構築に向けた議論を行うため、平成 27 年 10 月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、平成 29 年 5 月に報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめたところである。

この報告書においては、「金銭救済制度については、法技術的な論点や金銭の水準、金銭的・時間的予見可能性、現行の労働紛争解決システムに対する影響等を含め、労働政策審議会において、有識者による法技術的な論点についての専門的な検討を加え、更に検討を深めていくことが適当」とされたところであり、また、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）においても、当該検討会の検討結果を踏まえ、「可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手」することとされた。

これを受け、平成 29 年 12 月 27 日の労働政策審議会労働条件分科会において報告書を報告し、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場を設けることとしたところである。

このため、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を開催し、解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について議論し、整理を行う。

2. 検討事項

解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点についての整理

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の参集者以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働関係法課において行う。